

1. 任意継続制度（任継）

(1) 加入手続きについて（加入時に提出いただく書類）

加入手続きの際に配付の「令和6年度【任意継続被保険者（任継）制度】加入手続きのご案内」をご覧ください。
のうえ、申請してください。

(2) 資格喪失について

1～6のいずれかに該当したときは、資格を喪失します。

1 加入期間が満了になったとき

2 就職した会社の被保険者となったとき

3 死亡したとき

4 後期高齢者医療制度に加入するとき

- a. 75歳になったとき。
- b. 広域連合の認めた「障がい者（65歳以上）」になったとき。

5 保険料が期限までに納付されなかったとき

6 被保険者から脱退の申し出があり、健保組合が受理したとき

※喪失日は申出書を当健保が受理した翌月1日

※上記1～6の喪失事由以外では途中脱退できません。

資格を喪失したときは、すみやかに手続きを行い、健康保険証を返却してください。

2. 特例退職者制度（特退）

(1) 加入手続きについて（加入時に提出いただく書類）

加入手続きの際に配付の「令和6年度【特例退職被保険者（特退）制度】加入手続きのご案内」をご覧ください。
のうえ、申請してください。

(2) 資格喪失について

1～8のいずれかに該当したときは、資格を喪失します。

1 後期高齢者医療制度に加入するとき

- a. 75歳になったとき。
- b. 広域連合の認めた「障がい者（65歳以上）」になったとき。

2 死亡したとき

3 就職した会社の被保険者となったとき

4 家族の被扶養者になったとき

5 海外居住になったとき

6 生活保護を受けるようになったとき

7 保険料が期限までに納付されなかったとき

8 被保険者から脱退の申し出があり、健保組合が受理したとき

※喪失日は申出書を当健保が受理した翌月1日

※上記1～8の喪失事由以外では途中脱退できません。

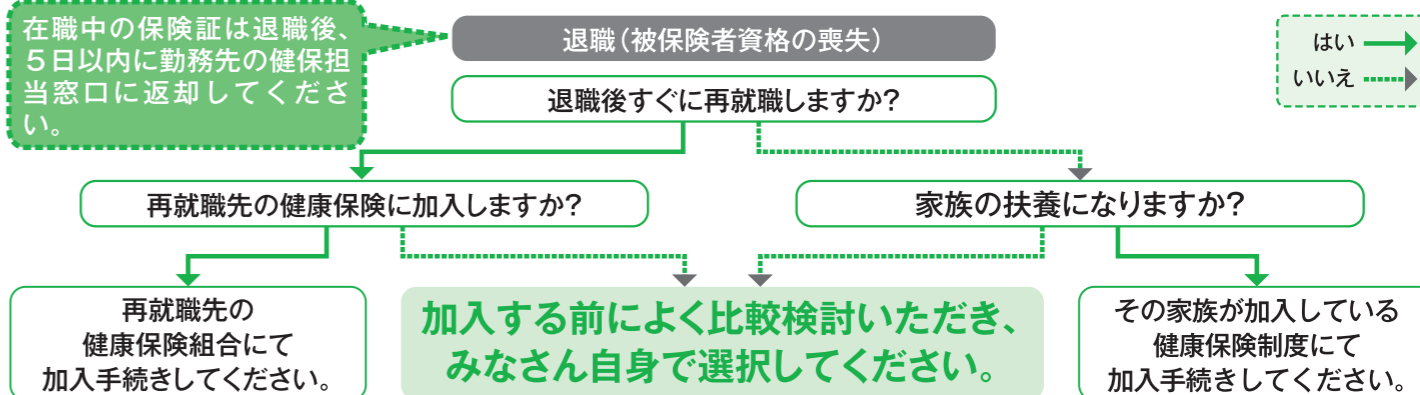
資格を喪失したときは、すみやかに手続きを行い、健康保険証を返却してください。

令和6年度版

【注意】任継・特退制度には法律で定められた加入手続期限があり、加入手続期限を過ぎると加入できません。詳しくは3ページの12をご確認ください。

退職後の健康保険のご案内

みなさんは退職した後も、いくつかある健康保険制度のどこかに必ず加入することになります。在職中の資格は退職日までとなるため、健康保険の切り替え手続きをすみやかにしなくてはなりません。退職後の健康保険にはいくつかの選択肢がありますが、保険料や給付内容などに違いがあるため、加入する前によく比較検討いただき、ご自身にとって一番よい制度に加入されることをお勧めします。



●任意継続被保険者制度（任継）

東芝健保の被保険者期間が2カ月以上ある人は誰でも加入できます。加入期間は退職日の翌日から2年間です。
※詳しくは2・3ページ目をご覧ください。

●特例退職被保険者制度（特退）

老齢厚生年金の受給手続きを行っており、東芝健保の被保険者期間が20年以上（40歳以降10年以上）ある人は加入できます。加入期間は後期高齢者医療制度該当年齢までです。
※詳しくは2・3ページ目をご覧ください。

●国民健康保険

各市区町村が運営しており、手続きは住所登録のある市区町村役場で行います。離職事由（非自発的の失業者）に該当した場合には、保険料の負担を軽減する制度があります。
※詳しくは市区町村窓口へお問合わせください。

75歳になると、どの制度に加入している人でもこれまでの健康保険制度を脱退し、後期高齢者医療制度に加入します。

	任意継続被保険者制度	特例退職被保険者制度	国民健康保険	
トピック	保険料関係	●口座振替のため保険料納付の手間や納付費用（振込手数料など）が省ける	●各人の収入に応じた保険料負担で済む（本人の前年度年収などを基準に算出）	
	給付関係	●付加給付がある	—	
	健診関係	●各種健診制度がある ただし、歯科健診については対象外	●各種健診制度がある ただし、歯科健診については対象外	●福祉に注力する市区町村ではサービスが多様
トピック	保険料関係	●期日までに納付しなければ資格を喪失 ●会社負担分を含め全額自己負担	●期日までに納付しなければ資格を喪失 ●国保よりも割高のケースがある（本人の前年度年収に関係なく一律）	●各個人が被保険者となるため家族を含む世帯での保険料計算となる
	給付関係	—	—	●付加給付なし
	健診関係	●健診契約機関などが首都圏および主要都市に集中している	●健診契約機関などが首都圏および主要都市に集中している	●それぞれの市区町村によって内容が統一されていない

退職後加入する健康保険制度一覧表

	任意継続制度(任継)	特例退職者制度(特退)	国民健康保険制度(国保)		任意継続制度(任継)	特例退職者制度(特退)	国民健康保険制度(国保)
1 概要	再就職など、次の健保に加入するまでのつなぎの制度です。退職日まで継続して2カ月以上の被保険者期間がある方は、希望すれば最長2年間、当健保の被保険者となることができます。	東芝グループを退職され、老齢厚生年金の受給手続きを行っている方を対象とした制度で、希望すれば当健保の被保険者となることができます。	東芝健保の特退・任継に加入しない(できない)人が加入することになります。居住している市区町村の担当部署へお問い合わせください。		退職時の各人の標準報酬月額(上限:令和6年度44万円)に保険料率(左記4)を乗じた額の全額 ・在職中の会社負担分も含めて全額個人負担となります。	左記5の標準報酬月額(令和6年度28万円)に保険料率(左記4)を乗じた額の全額 健康保険料月額:25,200円 ・在職中の会社負担分も含めて全額個人負担となります。	保険料算出の基礎は、各市区町村により異なりますので、居住している市区町村の担当部署へお問い合わせください。
2 加入条件	退職日まで継続して2カ月以上の被保険者期間があること。退職日の翌日から20日以内に東芝健保に申請してください(20日を過ぎると加入できません)。	①老齢厚生年金の受給手続きを行っていること。(ただし、繰上げ受給を申請した場合はその時点から加入できます) ^[注] ②日本に住民票を有すること。 ③東芝健保に20年以上(または40歳以降10年以上)被保険者期間があること。	東芝健保の特退・任継に加入しない(できない)人が加入することになります。		<40歳~64歳> 退職時の各人の標準報酬月額(上限:令和6年度44万円)に保険料率(左記4)を乗じた額の全額 ・在職中の会社負担分も含めて全額個人負担となります。 ・健康保険料と併せて収めます。 <65歳以上> 市区町村が徴収します。 ・ただし、本人が40歳未満または65歳以上の場合でも、40歳から64歳の被扶養者がいる方は、当健保にも引き続き介護保険料を収めます。(市区町村と当健保の両方に収めます)。	左記5の標準報酬月額(令和6年度28万円)に保険料率(左記4)を乗じた額の全額 <40歳~64歳> 介護保険料月額 5,040円 ・在職中の会社負担分も含めて全額個人負担となります。 ・健康保険料と併せて収めます。 <65歳以上> 市区町村が徴収します。 ・ただし、本人が65歳以上の場合でも、40歳から64歳の被扶養者がいる方は、当健保にも引き続き介護保険料を収めます。(市区町村と当健保の両方に収めます)。	保険料算出の基礎は、各市区町村により異なりますので、居住している市区町村の担当部署へお問い合わせください。
3 加入期間	退職後2年間または2年間以内に後期高齢者医療制度該当年齢(現行75歳)に到達する場合はその前日まで。 ・4ページ目、1.(2)の喪失事由に当てはまると脱退になります。	資格取得日から後期高齢者医療制度該当年齢(現行75歳)到達日の前日まで。 ・4ページ目、2.(2)の喪失事由に当てはまると脱退になります。	資格取得日から後期高齢者医療制度該当年齢(現行75歳)到達日の前日まで。 ただし、国保の資格喪失要件に該当した場合は資格を喪失します。居住している市区町村の担当部署へお問い合わせください。				
4 保険料の決まり方	保険料には健康保険料と介護保険料とがあります。 (保険料算出の計算式) 保険料=標準報酬月額×保険料率(令和6年度の保険料率) 健康保険料 9.0% 介護保険料 1.8%		保険料算出の基礎は、各市区町村により異なりますので、居住している市区町村の担当部署へお問い合わせください。				
5 標準報酬月額	退職時の標準報酬月額と上限額とのいずれか低い額 ・標準報酬月額の上限は毎年4月1日に改定され、前年9月末に東芝健保に在籍している全被保険者の平均標準報酬月額をもとに決定されます(令和6年度44万円)。 ・退職時の標準報酬月額は2年間適用されます(上限の改定による変動はあり。ただし、退職後のご本人の収入金額による変動はありません)。	標準報酬月額280,000円(21等級) ・標準報酬月額は毎年4月1日に改定され、前年9月末に東芝健保に在籍している全被保険者(特退者を除く)の平均標準報酬月額を月額等級表に当てはめ、該当する等級を超えない範囲で規約で定めた額(等級)で決定されます。 ・標準報酬月額はご本人の収入金額による変動はありません。	保険料算出の基礎は、各市区町村により異なりますので、居住している市区町村の担当部署へお問い合わせください。				
6 健康保険料							
7 介護保険料							
8 被扶養者の認定							
9 法定給付付加給付							
10 健診制度							
11 健康支援ツール Pep Up							
12 加入手続期限							
13 加入手続窓口							

[注] 男性は昭和34年4月2日~昭和36年4月1日生まれの方は64歳、昭和36年4月2日生まれ以降の方は65歳、女性は昭和35年4月2日~昭和37年4月1日生まれの方は62歳、昭和37年4月2日~昭和39年4月1日生まれの方は63歳、昭和39年4月2日~昭和41年4月1日生まれの方は64歳、昭和41年4月2日生まれ以降の方は65歳から年金の受給が開始されます。

※任継・特退制度に加入の場合、70歳以上の高齢受給者証の負担割合は、標準報酬月額が28万円以上の場合「3割負担」と健康保険法で定められています。ただし、対象となる収入が基準額であれば、申請により2割負担となります。
 ※75歳以上の被保険者ならびに被扶養者(65歳以上で障害の状態にある旨の後期高齢者医療広域連合(以下広域連合)の認定を受けた者を含む)については後期高齢者医療制度に加入となりますので、お住まいになっております各市区町村役場、または広域連合からのお知らせに従ってください。
 ※保険料を前納(前払い)できる制度があります。
 ※各健康保険制度に加入期間中、法改正ならびに東芝健保の制度改定により、上記掲載項目ならびにその内容が変更されることがあります。(本ご案内は令和6年2月時点の情報により作成しています。)